

## 情報共有に対する事前意見（項目別に整理したもの）

### 1 情報共有

- ・町民、町長、議会、行政は、互いに町政運営に関する情報を伝えあい、情報の共有を図ることが住民の自治である。
- ・（町民、）議会及び行政は、互いに町政に関する情報を伝え合い、情報の共有が町民主体の自治（まちづくり）の根源であることを強く意識することを基本とする。
- ・情報を共有しても、その事柄に対する認識が違えば意味がない。対話等を通じて共通認識が持てるような方法も必要ではないか。
- ・自治（公助、共助）の基本原則の一つであり、行政運営の透明性を、質の高いものでなければならない。
- ・「町民と行政」、「町民と議会」それぞれの情報共有が一方的にならぬよう、町民参加制度等の整備が必要。
- ・町議会及び町長等は、町運営に関する情報を町民に積極的に提供し、町民との情報共有を図る。
- ・町や議会は、調整運営に関する情報を町民に積極的に提供するとともに、町民の意見の把握に努め、町民との情報の共有を図らなければならない。

### 2 情報提供

- ・行政や議会は、町政に関する情報をわかりやすく、適時に提供する。
- ・議会及び行政は、その保有する町政に関する情報及び町民生活に必要な情報等を積極的に、わかりやすく適時に提供するものとする。
- ・政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまで意思決定の過程、内容を町民に提供する。
- ・自治運営（総合計画も含む）の進捗情報の提供
- ・地元新聞を活用する。
- ・情報伝達には色々なメディアの組み合わせを考えなければならない。
- ・広報やホームページは、いかにして手に取ってもらうか、日常的に目を通してもらうようにするか。
- ・議会は、情報の提供について、分かりやすく、かつ適時に行います。

### 3 説明責任

- ・行政や議会は、町政に関する情報を町民に対し説明する責任がある。
- ・議会及び行政は、町政の執行において透明性を確保するため、町民に対して町政に関する情報について説明する責務を有します。
- ・町と議会は情報について町民に対し誠実に説明する責任がある。
- ・町や議会は、町政に関する情報について町民に分かりやすく説明しなければならない。
- ・長及び議会は、公正で開かれたまちづくりを確保するため、町民（住民）に対しまちづくりに関する情報について説明する責務を有します。
- ・町民（住民）は、町及び議会が公開する情報を積極的に受け入れるよう努めます。

#### 3-2 情報の提供と共有及び説明責任（全般）

- ・町民参加、町民主体の自治の実現、透明性の確保、誤りのない意見反映の確保、公正な町政の推進保証のため必要（「説明責任」については別に項目を起こしても良い）
- ・町民の知る権利の保障、町民の意見、要望、苦情の把握
- ・わかりやすい、正確、適宜、迅速な提供
- ・内容としては、まちづくりに対する情報、町政に関する情報、政策の立案、実施、評価と見直しに至るまでの過程及び内容とする。
- ・町、議会ともに対象とすべき
- ・手続き等必要な事項について、この条例との整合性を考慮し別に条例措置が必要

### 4 情報公開

- ・町民は、行政や議会に対し町政の情報の開示を求めることができる。
- ・町民は情報公開の権利を有し、請求があれば誠実に応じる。

- ・町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有する。
- ・議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例で定めるところにより、情報を公開する。
- ・町民の知る権利の保障
- ・会議の公開は、原則として町、議会とも開示が必要。非公開の場合は、その理由を明示すること。
- ・手続等の必要な事項について、この条例との整合性を考慮し別に条例措置が必要。
- ・住民参画をより一層推進するため、町議会、町長等の保有する情報を町民の求めに応じ、原則として公開する。
- ・町と議会は情報開示を求められた時は、情報を情報公開条例により公開する。
- ・地元新聞を活用する。

## 5 個人情報保護

- ・行政や議会は、その保有する個人情報に適正な保護を図る。
- ・個人の権利や利益に害が及ぼさないように適切なる保護を図る。
- ・議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。
- ・個人の人権の侵害を防止し、町政に対する信頼の確保のため必要
- ・手続等必要な事項について、この条例との整合性を考慮し別に条例措置が必要
- ・町と議会はその保有する個人情報について、美幌町個人情報保護条例により保護する。
- ・町は個人情報の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。
- ・上記の個人情報の適切な保護等については、別に条例で定める。

## 6 会議の公開

- ・町長における審議会、審査会、議会における委員会、協議会等は正当な理由がない限り公開とする。
- ・地方自治法第138条の4第3項に規定する審議会及び政策の推進にあたり設置される機関及びこれに類するものは、原則公開とします。ただし、公開することが適当でない場合は、その理由を公開し、非公開とすることができます。
- ・町議会及び審議会等は原則公開とします。ただし、公開することが適当でない場合は、その理由を公開し、非公開とすることができます。

## 7 町民の意見

- ・行政は、町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、行政運営に反映するよう努めます。
- ・行政は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理するための制度の整備に努めます。
- ・町民の意見、提言、要望等が反映される制度
- ・町民参加の推進、行政等に対する信頼の確保の観点から必要
- ・行政の執行等に反映、迅速、適切かつ誠実な対応

## 8 情報の収集・管理

- ・行政は、行政運営に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに提供できるよう整理し、保存します。
- ・まちづくりに関する情報を正確に収集し、速やかに町民の求めに応じ提供できるよう整理、保存する。
- ・町は、町民（住民）が持つまちづくりに関する情報及びその他まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集することとし、その制度を整備します。
- ・町民（住民）は、町及び議会に対し意見、要望、提言、苦情及び激励をすることができ、町及び議会は、その制度を整備します。